

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

信濃町建設水道課より大切なお知らせ

## 令和 2 年 1 月 1 日 より 指定給水装置工事事業者制度は 5 年ごとの更新が必要になります。

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から **5 年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成 10 年 4 月 1 日 ~ 平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 1 月 1 日 ~ 令和 2 年 9 月 29 日まで
平成 11 年 4 月 1 日 ~ 平成 15 年 3 月 31 日	令和 2 年 1 月 1 日 ~ 令和 3 年 9 月 29 日まで
平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	令和 2 年 1 月 1 日 ~ 令和 4 年 9 月 29 日まで
平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日	令和 2 年 1 月 1 日 ~ 令和 5 年 9 月 29 日まで
平成 25 年 4 月 1 日 ~ 令和 元年 9 月 30 日	令和 2 年 1 月 1 日 ~ 令和 6 年 9 月 29 日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知します。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は新規指定と同様です。

○更新申請に必要な書類

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・ 誓約書
- ・ 機械器具調書
- ・ 定款の写し及び登記事項証明書 (法人)  
又は住民票 (個人)
- ・ 選任する主任技術者の確認書類  
(免状の写し又は技術者証の写し)

○指定更新料

1 件につき 1,000 円 (非課税)

※上記更新までの有効期間を過ぎての申請については、新規指定申請になりますのでご注意ください。

指定申請更新時に、法令第 25 条の 8 及び省令第 36 条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認します。

◇更新申請についてのお問い合わせは

信濃町建設水道課上下水道係 TEL : 026-255-2962